

# お知らせコーナー

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

## 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

市役所国保年金課 ☎0587(32)13225

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日(水)です。新しい保険証は青色で、7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

●一部負担金の割合の判定方法  
後期高齢者医療制度では、被保険者が医療機関にかかるときに、医療費の一部(1割または3割)を自己負担します。

同一世帯に住民税の課税所得額が14.5万円以上の被保険者が1人でもいる場合、一部負担金の割合が3割になります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請すると一部負担金の割合が1割になります。

- ①同一世帯に被保険者が1人で、その収入額が38.3万円未満
- ②同一世帯に被保険者が1人で、他の医療保険に加入している世帯内の70歳〜74歳の方との収入額の合計が520万円未満
- ③同一世帯に被保険者が2人以上で、その収入額の合計が520万円未満

## 福祉医療費受給者証の更新・受給手続きをお忘れなく

市役所国保年金課 ☎0587(32)13225

母子・父子家庭医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日(水)です。6月中旬に、対象者へ更新申請書を送付しますので、手続きしてください。

▼対象・必要なもの 下表  
▼申請先 市役所国保年金課、支所、市民センター▼助成内容 医療保険の自己負担額▼その他 生活保護法など、他

## 後期高齢者医療制度の保険料が決定

市役所国保年金課 ☎0587(32)13225

7月に保険料が決定されますので、対象者には7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

●保険料  
平成31年度の保険料率は、所得割率が8.76%、被保険者均等割額が年4万5379円です。

●保険料の納付方法  
①普通徴収  
7月〜翌年2月の8期で納付書または口座振替により納付します。

②特別徴収  
年金から天引きの方法で納付します。10月〜翌年2月の年金が本徴収です。10月以降の保険料は、今回決定した年間保険料から4月・6月・8月分の仮徴収額を差し引いた額となります。

※年度途中に被保険者となった方や保険料に変更が生じたときなどは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。

があります

●保険料の軽減

次のいずれかに該当する方は、保険料が軽減されます。軽減額は「保険料額決定通知書」に記載してあります。

- ①世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額により均等

## 平成31年度保険料の軽減(均等割額)

対象	軽減割合
世帯の所得金額の合計が33万円以下の世帯	8.5割軽減
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない世帯	8割軽減*
世帯の所得金額の合計が、33万円+〈28万円×世帯の被保険者数〉以下の世帯	5割軽減
世帯の所得金額の合計が33万円を超える世帯	2割軽減
世帯の所得金額の合計が、33万円+〈51万円×世帯の被保険者数〉以下の世帯	2割軽減

※この要件を満たす方の軽減割合はこれまで9割軽減でしたが、軽減特例の見直しにより、今年度は8割軽減、来年度は7割軽減になります

の公的制度で医療費の助成を受けている方は対象になりません。母子・父子家庭医療では、養育費の8割を所得とみなして算定します

●新規で申請する場合  
これまで受給資格がなかった

## 福祉医療費受給者証 対象・必要なもの

区分	対象		必要なもの
	受給資格	所得制限	
母子・父子家庭医療	次のいずれかに該当する方 ①児童が18歳になる年の年度末までの母子・父子家庭の母または父と児童 ②18歳になる年の年度末までの父母のいない児童	あり	印鑑、健康保険証、平成30年分の所得証明書またはマイナンバーが分かるもの(1月2日以降に転入した方のみ)、母子・父子家庭を証明する書類(新規で申請する方のみ)
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で次のいずれかに該当する方 ①心身障害者医療、母子・父子家庭医療に該当する ②戦傷病者手帳の交付を受けている ③一人暮らしで、住民税が非課税かつ税法上の扶養控除対象者になっていない ④寝たきりまたは認知症の高齢者で、主たる生計者の住民税が非課税である	一部あり	印鑑、健康保険証、認定区分の分かるもの(障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳など) ※所得証明が必要な場合があります

た方で、所得判定の対象年度が変わり受給資格に該当すると思う方は問い合わせてください。

▼対象・必要なもの 左表▼申請先 市役所国保年金課

承認期間の納付が免除されません。

免除には「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」と4段階あります。「全額」以外の免除は、残りの保険料を納付しないと未納期間となり、受給要件や老齢基礎年金額の計算に算入されません。

## 納付猶予制度

50歳未満で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合は、申請して承認されると、承認期間の納付が猶予されます。

## 対象期間

7月〜令和2年6月分(申請時点から2年1カ月前の期間まで)のほめて申請していただきます。

●申請に必要なもの  
年金手帳または納付書(基礎年金番号が分かるもの)、印鑑、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票など(離職の場合)▼申請先 市役所国保年金課、支所

## 免除制度

国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合は、申請して承認されると、

## 高額医療費の限度額認定証等の申請を

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312  
ID 1001016

国民健康保険の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(水)です。引き続き限度額適用認定証などが必要な方は、申請してください。

広報いなざわの各記事に掲載のID(7桁のページID番号)を、市ホームページの「ページID検索」に入力すると、該当する記事の詳細情報を閲覧することができます。



▲稲沢市公式HP

ページID検索 ID  表示 ID表示使い方

## 「寄付ありがと」になります

●環境保護活動のために  
ユニー株式会社アピタ稲沢店様(天池五反田町) 24万9205円

ユニー株式会社アピタ稲沢東店様(下津穂所一丁目) 19万7482円

●児童館・児童センター  
事業のために  
NPOフックサポートONE様(名古屋市西区) 児童書550冊、文具一式

●救命救急のために  
稲沢オータリークラブ様(高御堂一丁目) 自動体外式除細動器(AED)一式

●「ギリシヤ給食デー」  
市内小・中学生のために  
株式会社明治中部支社様(名古屋市東区) ギリシヤヨーグルト 11994食

## 無償提供いただきました

●「ギリシヤ給食デー」  
市内小・中学生のために  
株式会社明治中部支社様(名古屋市東区) ギリシヤヨーグルト 11994食

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ